多摩市指名基準

全部改正 平成11年8月1日 一部改正 平成16年6月1日 一部改正 平成31年4月1日

(目的)

- 第1条 この基準は、多摩市契約事務規則(昭和39年多摩市規則第10号)第34条の規定に基づき、多摩市が発注する工事請負その他の契約(物品の買入れを除く。以下「工事等」という。)に係る指名競争入札の入札者(以下「入札者」という。)の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)競争入札参加有資格者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2 項の規定により多摩市長(以下「市長」という。)が定める指名競争入札の参加者の資格 を有する者をいう。
 - (2) 等級格付工事等 東京電子自治体共同運営電子調達サービス(以下「電子調達サービス」という。)により指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)の工事等の施工又は履行の実績等に応じて当該入札参加者の等級及び順位の格付を行う工事等をいう。
 - (3)順位格付工事等 電子調達サービスにより入札参加者の工事等の施工又は履行の能力に 応じて当該入札参加者の順位のみの格付を行う工事等をいう。
 - (4)発注予定工事等 多摩市が発注しようとする工事等をいう。
 - (5) 既発注工事等 多摩市が発注した工事等をいう。
 - (6) 当該等級 発注予定工事等の種別及び予定価格に対応する等級をいう。

(指名方法)

- 第3条 市長は、等級格付工事等にあっては当該等級、順位格付工事等にあっては発注予定工事等の種別及び予定価格に対応する入札参加者の区分(入札参加者の順位の格付に応じて市長が別に定める最上位、上位、中位又は下位の区分をいう。以下同じ。)に属する競争入札参加有資格者のうちから入札者を指名する。
- 2 市長は、地元業者(第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。)の育成及び地元 業者の工事等の確保の観点から、次の各号に掲げる競争入札参加有資格者の順序により入札 者を指名する。
 - (1)市内業者(本店又は本社が多摩市にあるもののうち、市長が別に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。)
 - (2)準市内業者(支店又は営業所が多摩市にあるもののうち、市長が別に定める要件を満たすものをいう。)
 - (3) 多摩市に隣接する市に本店、支店、営業所等があるもの
 - (4) 東京都内の市町村に本店、支店、営業所等があるもの(前3号に掲げるものを除く。)
 - (5)特別区に本店、支店、営業所等があるもの
- 3 市長は、入札者の指名に当たり、次に掲げる事項について調査を行い、発注予定工事等に 係る競争入札参加有資格者の適格性を判断し、入札者を指名するものとする。
 - (1)経営及び信用の状況
 - (2)地元業者における事務所としての営業の有無
 - (3) 多摩市における工事等の指名及び受注の状況
 - (4)官公庁の工事等の実績の有無
 - (5)既発注工事等の施工又は履行の成績
 - (6)発注予定工事等に対する地理的条件(本店、支店、営業所等の所在地)
 - (7)発注予定工事等の施工又は履行についての技術的適性
 - (8) 既発注工事等の内容に適した専業性
 - (9)施工又は履行の期間にある既発注工事等の進捗状況
 - (10)不誠実な行為の有無

- 4 第1項の規定により指名する場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する者を、 他の者に優先して指名することができる。
 - (1)発注予定工事等の施工又は履行場所付近に本店、支店又は営業所を有する者
 - (2)発注工事等と同種の工事等を専業とする者
 - (3) 既発注工事等の施工又は履行の成績が優秀な者
 - (4)発注工事等と同一業種で、かつ、関連する既発注工事等又は他の官公庁の工事等を施工し、又は履行した者

(直近上位又は直近下位の等級等に属する者の指名)

- 第4条 等級格付工事等の入札者の指名に当たって、特に必要があるときは、前条第1項の規 定にかかわらず、次に定めるところにより、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属す る者のうちから指名することができる。
 - (1) 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合
 - ア 地元業者又は前条第4項各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - イ 発注予定工事等の予定価格が当該等級に対応する予定価格の上限額に近い工事等で あるとき。
 - ウ 発注予定工事等が2年以上3年未満の期間にわたり行われる工事等であるとき。
 - エ 第7条第1項に定める指名業者の数を満たさないとき。
 - (2)当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合
 - ア 地元業者又は前条第4項各号のいずれかに該当する者であるとき。
 - イ 発注予定工事等の予定価格が当該等級に対応する予定価格の下限額に近い工事等で あるとき。
 - ウ 第7条第1項に定める指名業者の数を満たさないとき。
- 2 順位格付工事等の入札者の指名に当たって、特に必要があるときは、前条第1項の規定に かかわらず、直近上位の入札参加者の区分に属する市内業者を指名することができる。

(2等級以上の上位又は下位の等級に属する者の指名)

- 第5条 等級格付工事等の入札者の指名に当たって、特に必要があるときは、第3条第1項及 び前条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところにより、当該等級の2等級以上の上位 の等級に属する者又は下位の等級に属する市内業者のうちから指名することができる。
 - (1) 当該等級の2等級以上の上位の等級に属する者を指名することができる場合
 - ア 市内業者であるとき。
 - イ 発注予定工事等が特に緊急を要する工事等であるとき。
 - ウ 発注予定工事等が高度の技術を要する工事等又は発注予定工事等の施工若しくは履 行上著しく困難を伴う工事等であるとき。
 - エ 発注予定工事等が遠隔地において行われる工事等であるとき。
 - オ 発注予定工事等が3年以上の期間にわたり行われる工事等であるとき。
 - カ 第7条第1項に定める指名業者の数を満たさないとき。
 - (2) 当該等級の2等級以上の下位の等級に属する市内業者を指名することができる場合ア 発注予定工事等が特に緊急を要する工事等であるとき。
 - イ 発注予定工事等が高度の技術を要する工事等又は発注予定工事等の施工若しくは履 行上著しく困難を伴う工事等であるとき。
 - ウ 第7条第1項に定める指名業者の数を満たさないとき。

(指名の制限)

- 第6条 市長は、入札者の指名の時点において次の各号のいずれかに該当する者を指名することはできない。
 - (1)次のいずれかに該当する者
 - ア 多摩市指名業者指名停止基準 (昭和59年6月13日決定) に基づく指名停止の期間にある者など指名から除外する期間にある者又は市長が指名停止に付そうとしている者
 - イ 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱(平成22年多摩市告示第169号)第3条第 1項の規定による入札参加除外措置の期間にある者
 - ウ 契約書に基づく工事等関係者に関する措置要求に従わない者その他契約の履行が不 誠実である者
 - エ 既発注工事等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

- オ アからエまでに掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の 請負契約の相手方として不適当であると認められる者
- (2)経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項による更正手続開始の申立てをしている者
- (4)同一の発注予定工事等において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てを している者
- (6) 多摩市議会議員本人及び配偶者並びにこれらの2親等内の親族が経営している者
- (7)前各号に掲げる者のほか、第3条第3項の規定による調査の結果、指名することが不適切と認められる者

(指名業者数)

- 第7条 指名業者の数は、別表に掲げる工事等の種別及び予定価格に応じて、同表に定める指名業者数(地元業者のみを指名する工事等にあっては、地元業者の指名業者数)とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる発注予定工事等の入札者の指名に当たっては、指名業者の数を減じることができる。
 - (1) 高度な技術を要する工事等
 - (2) 指名できる者の数が前項の指名業者数に満たない工事等
 - (3)前2号に掲げるもののほか、工事等の性質又は目的により指名業者の数を減じることが適当であると市長が認める工事等

(指名の取消し)

第8条 市長は、入札者として指名した者が、第3条第3項各号に掲げる事項に照らして指名 することが適当でないと認めるときは、当該指名を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、指名競争入札に関し必要な事項は、多摩市指名業者選 定委員会において決定する。

附則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

工事

(1) 十木工事(道路舗装工事、橋りょう工事及び河川工事)

(1)工个工事(追路舗装工事、慣りより工事及び刊川工事)				
等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数	
		数		
Е	500 万円未満	6 者以上	5者以上	
(2) 土木工事((2) 土木工事(水道施設工事、下水道施設工事及び一般土木工事)			
等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数	
		数		
Е	500 万円未満	6 者以上	5者以上	
(3)建築工事	(3)建築工事			
等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数	
		数		
Е	500 万円未満	6 者以上	5者以上	
(4)設備工事(電気工事、給排水衛生工事及び空調工事)				
等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数	
		米ケ		

その他の契約

D

(5) 印刷又は複写業務の委託

500 万円未満

(4) 1 1 1 1 2 3 4 5 4 5 4 5 5 4 5			
等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数
		数	
A	2,000 万円以上	9 者以上	8者以上
В	300 万円以上	8 者以上	6者以上
	2,000 万円未満		
С	300 万円未満	6者以上	5者以上

5者以上

5 者以上

(6) 建物清掃、電気・暖冷房等設備保守、航空写真・図面製作、検査業務又は賃貸業務の委託

等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数
		数	
A	5,000 万円以上	9 者以上	8者以上
В	1,000 万円以上	8 者以上	6者以上
	5,000 万円未満		
С	1,000 万円未満	6 者以上	5者以上

(7) 警備・受付等、通信施設保守、ボイラー清掃、浄化槽・貯水槽清掃、環境関係測定機器保守、 道路・公園管理、害虫駆除、廃棄物処理、管渠清掃、都市計画・交通関係調査業務、土木・水系 関係調査業務、市場・補償鑑定関係調査業務又は環境アセスメント関係調査業務の委託

等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数
		数	
A	3,000 万円以上	9 者以上	8者以上
В	1,000 万円以上	8 者以上	6者以上
	3,000 万円未満		
С	1,000 万円未満	6 者以上	5者以上

(8) 運搬請負、広告代理、ビデオ・スライド製作、医事業務、病院給食・学校給食、催事関係業務、情報処理業務、下水道管路内 TV カメラ調査業務、クリーニング、汚泥脱水機ろ布又は浄水場・処理場機械運転管理の委託。その他の業務委託等。

等級	予定価格	指名業者	地元業者の指名業者数
		数	
A	5,000 万円以上	9 者以上	8者以上
В	1,000 万円以上	8 者以上	6者以上
	5,000 万円未満		
С	1,000 万円未満	6 者以上	5者以上